知教労ニュース

発行　知多地方教職員労働組合（知教労）
〒475-0929 半田市仲田町1-18　Tel&Fax 0569-24-5216
HP:http://www.chikyoro.ikaduchi.com/ e-mail:chikyoro@oboe.ocn.ne.jp

「監査」とはいったい何を監査するのか・・

半田市の出すぎた監査委員の言動

一月十六日、半田市立雁宿小学校で、市の監査委員による定例監査が行われ、その翌日、職員全員に、「監査の結果をまとめた（？）」文書が配布されました。

その文書には、監査委員からの意見として「（雁宿小学校の年齢構成から）五十代の先生がやる気になってもらわないと困る」「先生は放課に子どもと接するとよい」などの内容が記されていました。

これに疑問を感じた知教労の組合員が、校長にすぐに抗議するとともに、はたして『監査』というものが教育内容にまで踏み込み、休憩時間にも勤務を続けるようにといった、いわば筋違いの『指導』をすることが適法なのかを調べました。

「財務」に関することが監査の範囲

その結果、市の「監査計画」では、基本方針が示されており、予算の執行等の財務に関する事務など、いわゆる「財務」に関することが監査の範囲であること（当たり前ではあるが）が分かりました。また、半田市は以前から、教室環境や教育内容にまで踏み込んだ発言があることがはっきりしてきました。

知教労は、市の情報公開制度で今年度監査があった五つの学校の監査内容を調べたところ、「音楽室の掲示物が若干さびしい」「習字の朱書きのコメントが素晴らしい（褒めた内容もあった）」など、教育内容にまで踏み込んだ『監査』を行っていたことがあきらかになりました。

問題の再発を許さない

情報公開までのやり取りの中で、監査事務局は「議論を活発にするための話題づくり」といった、あくまでもそれが本意でないという言い訳もしたが、このことは、監査委員会という独立した監督機関から教育に対する干渉にあたるおそれがあり、教育内容の自主性を守る立場の組合としては看過できないことです。また、そのことを知りつつ、長年にわたって放置した教育委員会の姿勢にも問題があります。

知教労は、監査委員会と教育委員会にそれぞれ抗議を行い、この問題が再発することのないよう解決を図りたいと考えています。

犬山市、市長派の切り崩しで全国学力テスト参加へ

四月二十一日に予定されている全国学力・学習状況調査に参加か否かで揺れていた犬山市が、二十三日に臨時教育委員会を開き参加を決めました。

全国学力テストは今年で三回目になるが、「授業時間数が足りない中で、一日つぶれるのは痛い」「その予算でもっと教員を増やしてほしい」といった声がよく聞かれます。知多管内の市町の教育委員会の論議の中でも「三年間調べたから、もう悉皆でなくてもいいのではないか」といった発言も出始めています。

犬山市は独自の教育改革で知られ、「学びあいの教育」や少人数学級を積極的に取り入れ、市の教育には学力テストの考えは相容れないと、この二年間「不参加」の態度を示してきました。参加決定を受けて、瀬見井教育長は「結果はさまざまな考え方の帰結として尊重する。参加によって、これまでの犬山独自の教育改革が影響を受けることはない」と語りました。

知教労は、教育の現場に競争原理を持ち込むおそれが大きいことから、学力テストに反対すると同時に、犬山市が示してきた発達論と教育論にもとづく独自の教育改革を進め、「序列化」への反対姿勢をこれからも貫き、同時に教育条件整備についても、後退させないよう，県内の教労とともに同教育委員会に要請してきました。

ニュース会員の継続をお願いします

ニュース会員のみなさまには、機関紙の購読と知教労の活動に対するご理解とご支援に心から感謝いたします。まもなくスタートする新しい年度も、知多の教育をよくし、働きやすい職場をつくるために奮闘していきます。そして、組合活動と教育界の情報は、この地教労ニュースでお知らせしていきます。

２００９年度も引き続きニュース会員の継続してくださることを心からお願いします。また、ご意見やご質問などは、Ｅメールや知教労ＨＰを通してご遠慮なくお寄せください。

北から南から　（支部だより）

南知多町では、2007年度の豊丘小に続き、2008年度末、山海小（児童数47人）が廃校となる。理由は、児童数の減少と町の財政難。山海小廃校にあたっては、小学校存続を願うたくさんの署名が集められたり、住民集会が開かれたりしていた。そんなさ中、町長は8月に臨時町議会を開き、強引とも言える方法で廃校を決めてしまった。

子どもにとってどういう学習環境が望ましいか。確かに、少人数の学習が常に良いとは限らない。多様な考えをぶつけ合い、集団としての高まりを期待する場面にもの足りなさを感じることもある。ボールゲームや合唱・合奏がやりにくいことも事実。しかし、少人数の良いところはたくさんある。勉強が苦手でも問題行動が続いても、きめ細かな指導で決して置き去りにせず、子どもたちの誰もが活躍の場をもてる。

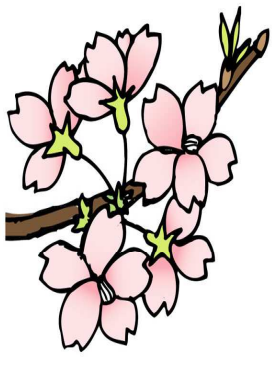

山海小の来年度入学予定者は4人だったが、内海小に統合されて、1年生は35人1学級になる。

（T）

みんなの目

あたふたと学年末を迎え、反省することが山ほどの今日このごろであるが、特に今年は子ども達に「申し訳なかったなあ。」と思うことがある▼4年生を担任し、社会科で地域学習に取り組んだのだが、ほとんどの授業が、教科書にでてくる言葉や図、写真の説明で終わってしまったのである。ドキドキ、ワクワクするような授業からは程遠いものであった▼ではなぜ、このようなさけない授業になってしまったか。原因はもちろん教材研究不足、その一言につきる。しかし、今の自分の学校では、教材研究をする時間がほとんど取れないのである。町内の研究発表のまとめに追われ、年々増えている提出書類の処理や分掌、部活動に追われ、教材研究が一番後回しになっているのである▼子ども達のキラキラ輝く目が「次はどんなおもしろいことを、やるんだろう。」と自分をみつめてくれる時、これが教師の至福の瞬間のはず。こんな働き方はおかしい。この実態を職場の中で話題にし、働き方の内容を改善しいていかなくてはと強く思っている。（S）

がんばる県下各地の連帯組

労働条件を守ろう

愛知地区教労の活動

愛知地区教労は、豊明市・日進市・長久手町・東郷町の２市２町を基盤とする組合で、特に労働条件を向上させる運動に力を入れています。以下、今までの成果などを挙げていきます。

・中学校の教師をしたいという先生の希望をかなえさせるために県教委へ交渉に行ったり、座り込みや宣伝活動を行なったりして希望に添った人事異動を勝ち取り、その後の希望と納得の人事という原則を勝ち取った。
・中学校で教頭が１０時間授業を担当するようになった。
・１日７時間勤務の市の嘱託職員が年休を５日しか取れなかったのを法に従って１０日に変更させた。
・２泊３日の林間学校では１５時間の割振りを獲得した。
・学力テストを行なわないよう各教委へ申し入れを行なった。

などです。また、地域の方々との連携を進めるために学習会も積極的に行なっています。これまで学力テストや新学習指導要領などの問題点についての学習会を進めてきました。

現在は、各教育委員会と交渉を行ない、文科省が２００５年４月３日に出した始業・終業時刻を確認するという通知を実行させるための話し合いをこの２月・３月に進めています。日進市とは、来年度労働時間に関する何らかの調査を実施することを確約させることができました。（愛知県教委の関連情報は同封の愛教労ニュースをご覧ください）

知ってるってるつもり・Q＆A

前回に続いて組合活動についての疑問に答えます。

加入すると具体的にどのような活動をするの？

Q　前回のこのコーナーで、愛教組傘下の市の教員組合員である私が、知教労にも加入できることはわかりました。それでは、知教労に加入すると具体的にどのような活動をするのでしょうか。

A　知教労への加入を前向きに考えてくださりありがとうございます。まず、勤務校のある地区の支部に所属することになります。支部会議の期日、時間は各支部の構成員の話し合いで決めており、月に1回か2回、夜間に開くことが多いようです。場所は、半田市にある組合事務所であったり、組合員個人のお宅を提供していただいたり、これも支部の話し合いで決めます。

支部会議の内容は、働きやすい職場つくりなど、組合全体で取り組んでいることや、勤務校や組合員のかかえている問題を話し合ったりしています。

また、支部と同時に専門部会に所属します。教育文化、組織法制、情報宣伝、調査のいずれかの専門部で活動します。専門部会は月に一度、土曜日の午前中に開いています。学校行事、部活動の大会、個人的な用事で参加できない場合は各部会のなかで連絡を取り合って活動しています。

他に、知多教育事務所や市町の教育委員会、校長会との話し合い、学習会、実践交流会、ハイキングや飲み会(？)など様々な行事があります。詳しくは次号でお知らせしますね。

こんな素晴らしい判決が出た！

勇気をもらった自衛隊イラク派兵違憲判決学習会

第1回（3回連載）

2月13日、知多教職員9条を守る会が開いた上記の学習会に参加しました。この自衛隊イラク派兵違憲判決というのは、自衛隊のイラク派遣差し止めと国家賠償などを求め、住民が起こした民事訴訟に対し、2008年4月17日に名古屋高等裁判所が下した判決のことです。

過去に司法がくだした自衛隊に関する判断は？

この裁判について語る前に、そもそも「自衛隊は事実上の軍隊ではないか」「戦力放棄を定めている憲法9条に違反しているのではないか」という国民の声に対し、司法はどのような判決をくだしてきたのでしょうか。

これには、いわゆる「長沼基地訴訟」を抜きには語れません。この裁判は、北海道長沼町に自衛隊のミサイル基地を建設することに対し、反対住民が「自衛隊は憲法違反。基地建設のために用地の保安林指定を解除することは違法である。」と主張して、行政訴訟を起こしたものです。

1973年9月7日、札幌地方裁判所は、「自衛隊は陸海空軍にあたり、憲法違反である」と判断、基地予定地の国有保安林の指定解除を取り消しました。その上で「国民が平和のうちに生存し、幸福を追求することができる」と明確に判示しました。

この判決に対して国側が控訴、札幌高等裁判所は、一審判決を覆し、住民の請求を棄却しました。そして、自衛隊の違憲性については、「自衛隊という高度に政治性のある国家行為は、司法審査の範囲外にある」として、判断を避けてしまいました。この判決は最高裁にも引き継がれ、以来およそ40年、自衛隊の違憲、合憲の問題に関しては、これが司法判断として定着していたのです。

今回の自衛隊のイラク派遣差し止め訴訟とは

今回の自衛隊のイラク派遣差し止めや国家賠償の裁判は、住民が下記の訴えを起こしたものです。

・戦地であるイラクに、武装した自衛隊を派兵することは、憲法第9条に違反する。
・「戦争や武力行使をしない日本に生きる権利」（平和的生存権）を侵害されている。
・自衛隊のイラク派遣が憲法違反であることの確認を求める。
・平和的生存権を侵害された慰謝料、一人1万円を国に要求する。

として東海地方を中心に3,268人の住民が原告になり、国に賠償請求を求めた民事裁判です。

原告の願いは、もちろん1万円の賠償請求ではなく、平和な日本の実現であり、民事訴訟という形で訴えになったのです。それでは、これに対して司法はどのような判断をくだしたのでしょうか。次回をお楽しみに！